

奈良県地域の交通安全サポート事業所



登録番号 108

(フリガナ)	(フリガナ) (ナライベンダー)
事業所名	奈良ベンダー株式会社
所在地	〒634-0822 奈良県橿原市鳥屋町3番8号
電話番号	0744-28-2280
FAX	0744-28-2281
URL	http://www.inryo.co.jp
活動の内容	(「交通安全サポート事業所等活動メニュー」のとおり。) 合計 20点
事業所等のPR等	人々にうるおいを届けている企業の責任として、会社の奏で“より役立つ憩いの場”を提案しつづけます。時代の流れに沿う環境保全活動や地域社会との共生など、様々な取り組みを行うことで、お客様と地域社会に愛される会社として成長できるよう、これからも努めていく覚悟です。

交通安全サポート事業所等活動メニュー

活動メニュー	活動点数 (合計加算)
G 従業員等の交通安全意識の向上	
① 事業所等内報に交通安全の記事を積極的に掲載します。	1
② Eメール、交通事故速報、ポスター等様々な媒体による事業所等内広報を行います。	1
③ 事業所等用自動車に、「交通安全」、「安全運転宣言車」、「交通事故のないやすらぎの大和路づくり」等のステッカーやシールを貼付して走行します。	3
④ 後部座席を含め、全ての座席のシートベルトの着用を事業所等で徹底します。	2
⑥ 従業員等に対し、交通事故の発生状況、交通事故防止対策等の情報を提供します。	1
⑦ 事業所等において、飲酒運転の根絶宣言を行い、「飲酒運転根絶事業所」等であることを表示します。	2
H 従業員等に対する交通安全教育	
① 運転時の全席シートベルト着用の指導を徹底します。	2
② 夕暮れ時における早めのライト点灯の指導を徹底します。	2
③ 事業所等で宴会等がある場合は、帰宅の方法について確認し、飲酒運転禁止を徹底します。	1
⑤ 従業員に対し、自転車乗車時の、傘さし運転、イヤホン・ヘッドホン等の使用禁止を徹底します。	1
I 車両の安全性の確保	
① 事業所等用車両及びマイカーについて、法定点検の確実な実施を行います。	3
② 事業所等用車両の一斉点検、運転前点検の義務づけ、運転記録の確実な記録と点検実施等、車両の適正管理を行います。	1

(点数の基準)

- 1点すぐに実施できる比較的簡単なもの
- 2点実施するには一定の拘束時間や人手等を提供する必要があるもの
- 3点資金提供を行う等の負担がかかるもの

令和4年度活動内容

① サポート事業所として登録する公益社団法人 奈良県柔道整復師会と弊社が、三宅町と平成30年10月31日に締結した「安全安心まちづくり推進の連携・協働に関する協定」に基づき、手軽につくれる除菌水の製造タンクや、スプレーボトル等、窓口業務で役立つ用品一式と救護支援活動の備品寄付のため、令和2年4月、三宅町を訪問。窓口業務で不足している消毒液に代わる、窮余の策として除菌水の活用や、避難所での救護支援の備品について、具体的な活用方法を討議しました。



② 昨年4月18日に締結した地域協働の協定(橿原市・橿原市観光協会、弊社の3者で 観光・防災【地域の安全安心】の両面で地域社会に貢献する仕組みづくりに取り組む連携協定)に基づいた活動として、令和2年4月、新型コロナウイルス感染拡大の影響で消毒用アルコールが入手困難な状況が続いているため、窮余の策として身近なものを使った代用品を考案。作り方を実演し、除菌水の製造タンクや、スプレーボトル等、窓口業務で役立つ用品一式を橿原市へ寄贈。

G・従業員の交通安全意識の向上

- ①、②交通安全記事・ポスター等を社内広報板に貼付けて事例を紹介。月初の会議で具体例を参照し指導。
- ③奈良の鹿愛護会様との協業の交通安全運転を啓発するステッカーを活用し、営業車両へ貼付。
- ④仕事中はもちろん、休日の自家用車利用時も全席シートベルト着用が義務化であることを改めて指導。
休日運転中の電話(イヤホン使用)を禁止(エンジン停止後の通話を指導)。交通安全指導パンフレットを社内広報板に掲示。昨年4月からはじまった自転車条例の説明と自転車保険加入を再指導する。
- ⑥新聞の交通事故発生記事を社内広報板に掲示。会議でその事例を紹介し、安全運転と事故防止を指導。
会社周辺の道路において事故が多い場所を紹介、通行時の注意点を指導。
- ⑦「ストップ飲酒運転」のポスターを掲示し、社員に飲酒運転の根絶事業所であることを喚起。

H・従業員等に対する交通安全教育

- ①、②、⑤安全運転指導として事例を紹介し、運転時の具体的な注意点を指導。
- ③懇親会時は、全社員に具体的な帰宅方法を確認。
特に飲酒するものにはハンドルキーパーが誰であるか、まで個別に確認。

I・車両の安全性の確保

- ①、②毎月月初に車両担当者から、社員個別に点検簿を確認。月初の営業会議で実施内容を再確認。
運転前の日常点検では、事故を未然に防ぐ重要点検箇所として、タイヤ空気圧の確認を重視。

令和3年度活動内容

①天川村

赤い羽根共同募金の(社)奈良県共同募金会様と弊社が、令和元年9月に締結した「安全安心まちづくり推進の連携・協働に関するパートナーシップ協定」に基づいて天川村社会福祉協議会様と弊社が推進する多機能(募金機能+防犯カメラ搭載)飲料自販機の活動実績報告と防災備品の贈呈を天川村へするため、天川村の車谷村長を訪問。飲料メーカー同席で面談。シンボリックな観光地での「防犯活動」と地域福祉に役立つ「赤い羽根共同募金」の相互推進のために、村長室で意見交換会を開催しました。



② 橿原市

①と同様に多機能な飲料自販機(募金+防犯カメラ搭載)を近鉄橿原神宮前駅の西口ロータリーの上田駐車場へ令和3年4月に設置。橿原市社会福祉協議会様の主催で、橿原市への活動報告会が企画されました。コロナ禍のため度々延期され、令和4年2月に橿原市役所を訪問。駅前駐車場からの防犯カメラ稼働の報告をし、公共施設に役立つ防災用品としてレスキューベンチを橿原市へ寄贈しました。



G・従業員の交通安全意識の向上

- ①、②交通安全記事・ポスター等を社内広報板に貼付けて事例を紹介。月初の会議で具体例を参照し指導。
- ③(財)奈良の鹿愛護会様の交通安全運転を啓発する「鹿」ステッカーを活用し、営業車両へ貼付。
- ④仕事中はもちろん、休日の自家用車利用時も全席シートベルト着用が義務化であることを改めて指導。休日運転中の電話(イヤホン使用)を禁止(エンジン停止後の通話を指導)。交通安全指導パンフレットを社内広報板に掲示。自転車条例の説明と自転車保険加入を再指導。
- ⑥新聞の交通事故発生記事を社内広報板に掲示。会議でその事例を紹介し、安全運転と事故防止を指導。会社周辺の道路において事故が多い場所を紹介、通行時の注意点を詳しく指導。
- ⑦「ストップ飲酒運転」のポスターを掲示し、社員に飲酒運転の根絶事業所であることを再度喚起。

H・従業員等に対する交通安全教育

- ①、②、⑤安全運転指導として事例を紹介し、運転時の具体的な注意点を指導。
- ③打合せ後の食事等、飲食時に飲酒するものには、ハンドルキーパーが誰であるかの呼びかけを喚起。

I・車両の安全性の確保

- ①、②毎月月初に車両担当者から、社員個別に点検簿を確認。月初の営業会議で実施内容を再確認。
運転前の日常点検では、事故を未然に防ぐ重要点検箇所として、タイヤ空気圧の確認を重視。

令和2年度活動内容

① サポート事業所として登録する公益社団法人 奈良県柔道整復師会と弊社が、三宅町と平成30年10月31日に締結した「安全安心まちづくり推進の連携・協働に関する協定」に基づき、手軽につくれる除菌水の製造タンクや、スプレーボトル等、窓口業務で役立つ用品一式と救護支援活動の備品寄付のため、令和2年4月、三宅町を訪問。窓口業務で不足している消毒液に代わる、窮余の策として除菌水の活用や、避難所での救護支援の備品について、具体的な活用方法を討議しました。



② 昨年4月18日に締結した地域協働の協定(橿原市・橿原市観光協会、弊社の3者で観光・防災【地域の安全安心】の両面で地域社会に貢献する仕組みづくりに取り組む連携協定)に基づいた活動として、令和2年4月、新型コロナウイルス感染拡大の影響で消毒用アルコールが入手困難な状況が続いているため、窮余の策として身近なものを使った代用品を考案。作り方を実演し、除菌水の製造タンクや、スプレーボトル等、窓口業務で役立つ用品一式を橿原市へ寄贈。

G・従業員の交通安全意識の向上

- ①、②交通安全記事・ポスター等を社内広報板に貼付けて事例を紹介。月初の会議で具体例を参照し指導。
- ③奈良の鹿愛護会様との協業の交通安全運転を啓発するステッカーを活用し、営業車両へ貼付。
- ④仕事中はもちろん、休日の自家用車利用時も全席シートベルト着用が義務化であることを改めて指導。
休日運転中の電話(イヤホン使用)を禁止(エンジン停止後の通話を指導)。交通安全指導パンフレットを社内広報板に掲示。昨年4月からはじめた自転車条例の説明と自転車保険加入を再指導する。
- ⑥新聞の交通事故発生記事を社内広報板に掲示。会議でその事例を紹介し、安全運転と事故防止を指導。
会社周辺の道路において事故が多い場所を紹介、通行時の注意点を指導。
- ⑦「ストップ飲酒運転」のポスターを掲示し、社員に飲酒運転の根絶事業所であることを喚起。

H・従業員等に対する交通安全教育

- ①、②、⑤安全運転指導として事例を紹介し、運転時の具体的な注意点を指導。
- ③懇親会時は、全社員に具体的な帰宅方法を確認。
特に飲酒するものにはハンドルキーパーが誰であるか、まで個別に確認。

I・車両の安全性の確保

- ①、②毎月月初に車両担当者から、社員個別に点検簿を確認。月初の営業会議で実施内容を再確認。
運転前の日常点検では、事故を未然に防ぐ重要点検箇所として、タイヤ空気圧の確認を重視。